



EY Taiwan
JBS NEWSLETTER

March 2020



EY Taiwan JBS NEWS LETTER

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

今回の内容

- ▶ **トピックニュース-新型コロナウイルスに関する特別条例**
- ▶ **法令アップデート-会社責任者及び主要株主情報の登録(会社法第22条)**
- ▶ **法令アップデート-法定利益準備金の積立について(会社法第237条)**

▶ **トピックニュース**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、2月25日に「重度特殊感染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例(中文:嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例)」が立法院を最終通過し、同日、総統より公布された。当該条例の有効期限は2021年6月30日までとなっており、立法院の同意により延長することが可能となっている。

条文の中でも企業の事業運営に直接関連すると思われる第3条及び第4条の概要は下記のとおりである。

第3条の概要

各レベルの衛生主管機関より、従業員が自宅隔離、自宅検疫、集中隔離及び集中検疫との認定を受けた場合、会社は隔離休暇を与えなければならない。この場合、欠勤としたり、無給休暇、その他の休暇として処理するように強要してはならず、賞与から控除したり、解雇やその他従業員に不利となるような扱いをしてはならない。

また、従業員が自らでは生活ができない隔離者、検疫者とされた家族の看護等を行う場合にとる休暇も同じ扱いとする。

第4条の概要

会社が第3条の規定により隔離期間中に隔離者に対して支給した給与は、当年度の法人税確定申告上、給与金額の200%相当を費用として損金算入する。

会社法第22条の1 -会社責任者及び主要株主情報の登録

申告に関する注意喚起

- ▶ 会社は当該規定に基づき、2019年12月31日時点の「会社董事、監査役、経理人及び保有株式(或いは出資額)が10%を超える株主」の情報を2020年3月1日から2020年3月31日の間に「会社責任者及び主要株主情報にかかる申告プラットフォーム」上で申告しなければならない。罰則を受けることのないよう、速やかに2020年3月31日までに申告するよう注意を促したい。但し、会社が2020年1月1日から2020年3月31日の間に、変更の申告を行い、且つ変更申告した資料が2019年12月31日時点の情報より新しい場合(即ち2020年年1月1日以降の情報の申告をした場合)、2020年3月の年度の申告は免除される。

項目	規定
2019年から	毎年の3/1-3/31の間に前年度の12/31時点の資料を申告する。但し、会社が当年度1月1日～3月31日にすでに変更申告を行っている場合は、年度の申告が免除される。

- ▶ 原則として、申告すべき法人にはすべての種類の会社が含まれる。国営企業、または株式公開発行の株式会社、またはその他の中央主管機関が法務部に照会した上で公告する会社(現時点では外資会社の台湾支店または駐在員事務所)の申告義務は免除されているものの、合名会社、合資会社、有限会社及び株式未公開発行の株式会社は申告義務が課されている。

EYによる考察及び提案

マネーロンダリング防止への対応のために追加された会社法第22条の1により影響を受ける会社は非常に多く、しかも会社を代表する責任者は申告義務者となり、会社に関連規定に従った申告をしていない、または申告資料に誤りがあり、かつ改善するよう通知されても改善しなかった場合、会社を代表する責任者が罰則を受けることになる。従って、罰則を受けることのないよう、まず会計士に連絡を取り、関連規定の詳細を理解することや、会計士を代理人として処理を委任する等の対応をとることを提案する。

会社法第237条 -法定利益準備金の積立について

(2020.01.09経商字第10802432410号)

会社法第237条により、会社は一切の税金を納税した後に利益分配を行う場合、「利益」の100分の10の法定利益準備金を積み立てることが要求されている。この度、国内の会計基準の変更に対応するために経済部よりこの法定利益準備金を積み立てる際の基準となる「利益」の金額についての明確化を図る通達が公布された。

適用対象

- ▶ 会社が会社法第237条の規定により法定利益準備金を積み立てる際に「当期純利益」を積立の基礎としている場合

法定利益準備金の積立基礎

- ▶ 当期純利益 + 当期純利益以外の項目で当年度の未処分利益に組み入れた金額
(「当期純利益以外の項目で当年度の未処分利益に組み入れた金額」とは、例えば企業が国際会計基準の適用により発生した確定給付型の退職金にかかる数理計算上の損益を「その他包括利益」に計上した金額や投資先を持分割合により認識していない場合、及び自己株式の償却による利益剰余金の調整等の項目である。)

適用開始年度

- ▶ 2019年度の財務諸表の利益分配を行う時から適用する
- ▶ ただし、2020年度の財務諸表の利益分配時に適用を延期することができる

遡及調整の免除規定

- ▶ 過年度に積み立てた法定利益準備金を遡及調整する必要はない。

その他

- ▶ 経済部1994年5月2日商205661号函、2001年11月7日商字第09002238390号函、2012年6月28日経商字第10102268370号函、2013年10月14日経商字第10202433490号函及び2016年12月7日経商字第10502137880号函の、上記説明と一致しない部分は、援用を中止する。

EYによる考察

この通達によって、法定利益準備金の要積立額が影響を受け、配当可能金額及び未処分利益の金額もまた影響を受ける。そのため、配当をしない部分にかかる未処分利益の5%の追加課税の金額も影響を受けることとなる。董事会において利益分配案を提出する前に、会社への影響を評価することで董事会による適用年度や利益分配案の検討に役立てていただきたい。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、
または以下のいずれかの関連
サービス専門担当までご連絡
をください。

税務及び工商法令コンプライ アンスサービス

沈碧琴 執業會計師
02 2757 8888 # 88877
Ann.Shen@tw.ey.com

陳仕凱 協理
02 2757 8888 # 67363
Joey.Chen@tw.ey.com

周毓婷 經理
02 2757 8888 # 67365
Candy.Chou@tw.ey.com

桃園所
張珮怡 經理
03 319 8888 # 72262
Paige.Chang@tw.ey.com

新竹所
趙玲瓏 資深經理
03 688 5678 # 73308
Amanda.Chao@tw.ey.com

台中所
孫孝文 資深協理
04 2305 5500 # 75606
Jimmy.HW.Sun@tw.ey.com

邱筠淇 經理
04 2305 5500 # 75205
YunCi.Ciou@tw.ey.com

台南及高雄所
吳文賓 執業會計師
07 238 0011 # 88990
Ben.Wu@tw.ey.com

葉雅玲 經理
06 292 5888 # 76157
Sally.Yeh@tw.ey.com

EY 安永
Assurance アシュアランス | Tax 稅務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、稅務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や經濟活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト ey.com をご参照ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwan をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005031
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、會計、稅務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

